

### 3. 御裳捧持者と御下賜時計

—「明治を創った人々 from 男爵物語」展より、この一品—

「御裳捧持者」は、新年の宮中儀式に際し、皇后、皇族各宮妃殿下の洋装大礼服「マント・ド・クール」の裾を捧持した少年たちのことです。

三島由紀夫の小説『春の雪』には学習院在学の華族の子弟が御裳捧持を務める様子が以下のように描かれています。

「お裾持の小姓の服は、膝の下まで届く半ズボンと上着がそろいの藍の天鷲絨地で、胸の左右に四対の大きな白い鞠毛<sup>ビロード</sup>がつき(注・実際には五対)、同じふくよかな白い鞠毛<sup>まりげ</sup>が左右の袖口にも、ズボンにもついていた。腰には剣<sup>は</sup>を佩き、白靴<sup>は</sup>の足には黒エナメルの鉗留めの靴を穿いた。白いレスのひろい襟飾りの中央に、白絹のタイを結び、大きな羽根飾りのついたナポレオン風の帽子は、絹の紐で背へ吊られていた。華族の子弟のうちから、成績のよい子だけが二十人あまり選ばれ、新年の三日間、かわり合って、皇后のお裾は四人で持ち、妃殿下のお裾は二人で持つ。」(『春の雪』新潮文庫より)

明治国家の西欧化政策の一つに各種制服職服の洋装制定がありました。明治4年(1871)、岩倉具視使節団訪英の際に、洋風の大礼服を初めて着用し、翌5年には国内においても公式に洋服が礼服に採用されるようになりました。

一方女子服制は明治17年に定められました。皇后は同年1月17日に女子服制に関する「思召書」を下賜され、洋装化決定の方針を明確に後押しされました。「思召書」では公式儀式が洋式となるに伴い座礼から立礼へ変化することから、洋装の方が立礼に適し、身体の動作歩行に便利であることを説かれました。しかし「殊に注意すべきは勉めて我が国産を用ひん



マント・ド・クール姿の山階宮菊麿王妃範子殿下  
(『女子学習院五十年史』より)

の一事なり、若し能く国産を用ひ得ば傍ら製造の改良をも誘ひ、美術の進歩をも導き、兼て商工にも益を与ふること多かるべく…」と礼服調製に関しては国産を用いることを奨励しています。

明治20年の新年宮中儀式から皇后は、洋装大礼服「マント・ド・クール」をお召しになるようになりました。

これにともなって、御裳捧持は明治22年より学習院在学の華族の子弟が拜命することとなり、以来昭和19年(1944)に至るまで56年間執り行われました。儀式に際して、少年たちは左のような衣装を着用し、儀式終了後には皇后より懐中時計のご下賜がありました。

写真は紀俊行氏。<sup>さいとしゆう</sup>俊行氏は男爵紀俊忠氏の長男、昭和8年(1933)学習院中等科2年在学中に奉仕。時計は直径4cm、精工舎製。

(長佐古美奈子)

